

# 参 考 资 料

### (職員給与関係資料)

令和5年職員給与等実態調査について	58
第1表 部局別・給料表別人員数	59
第2表 職員の給料表別・学歴別・性別人員構成	60
第3表 職員の年齢階層別構成	60
第4表 職員の平均給与月額	62
第5表 職員の給料表別・級別・号給別人員分布	63
第6表 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員および平均給料額	85
第7表 職員の給料表別扶養親族数	86
第8表 職員の管理職手当の支給状況	86
第9表 職員の地域手当の支給状況	86
第10表 職員の単身赴任手当の支給状況	87
第11表 職員の住居手当等の状況	87
第12表 職員の通勤手当および通勤の状況	88
第13表 再任用職員の給料表別・級別人員分布	91

### (民間給与関係資料)

令和5年職種別民間給与実態調査について	94
第14表 産業別・企業規模別調査事業所数	95
第15表 民間における企業規模別・職種別・学歴別給与額等	96
第16表 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給	106
第17表 民間における家族手当の支給状況	106
第18表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況	106
第19表 民間における特別給の支給状況	107
第20表 民間における初任給の改定状況	107
第21表 民間における給与改定の状況	107
第22表 民間における定期昇給の実施状況	108
第23表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	108
第24表 民間における定年制の状況	108
第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	108
第26表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	108

### (生計費関係資料)

令和5年4月の標準生計費算定方法の概要	110
第27表 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費	111

### (労働経済関係資料)

第28表 労働経済指標	114
-------------	-----

# 職員給与関係資料

# 令和5年職員給与等実態調査について

## 1 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項第2号の規定に基づき、一般職に属する職員の給与について検討するため、令和5年4月1日現在在職する職員（同日付けの退職者を除く。）について4月分の給与等の実態を調査したものである。

## 2 調査対象

滋賀県職員等の給与等に関する条例、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例、滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例、滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例または滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の適用を受ける職員（臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）を対象とした。

## 3 調査事項

調査対象に該当した全職員について、適用給料表別に職員の学歴、性別、年齢、職務の級、号給および給料、扶養手当、地域手当等の給与について調査するとともに扶養家族の状況および通勤の状況等を調査した。

## 4 集計

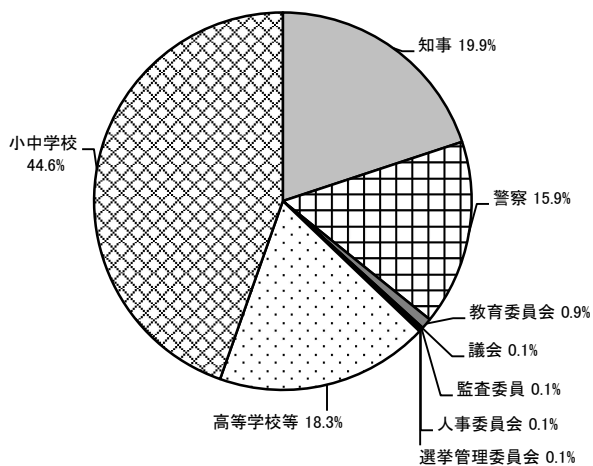
人事委員会事務局において実施した。

第1表 部局別・給料表別人員数

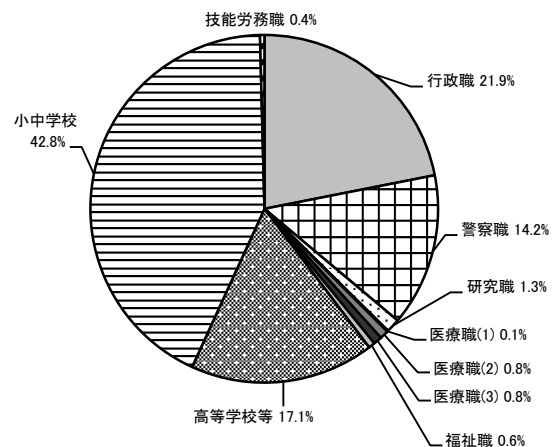
給料表	部局									
	知事	警察	教育委員会	議会	監査委員	人事委員会	選挙管理委員会	高等学校等	小学校および中学校	計
行政職	2,597	260	111	26	15	11	6	185	301	3,512
警察職	-	2,273	-	-	-	-	-	-	-	2,273
研究職	199	18	-	-	-	-	-	-	-	217
医療職(1)	13	-	-	-	-	-	-	-	-	13
医療職(2)	133	-	-	-	-	-	-	-	1	134
医療職(3)	120	2	2	-	-	-	-	-	-	124
福祉職	89	-	-	-	-	-	-	-	-	89
高等学校等教育職	-	-	18	-	-	-	-	2,732	-	2,750
小学校および中学校等教育職	-	-	15	-	-	-	-	-	6,845	6,860
技能労務職	35	6	-	-	-	-	-	19	-	60
計	3,186	2,559	146	26	15	11	6	2,936	7,147	16,032

- 注1 教育委員会のうち高等学校等教育職および小学校および中学校等教育職については、定数内指導主事の数字である。  
 2 小学校および中学校等の数字には、県立中学校の職員37人(小学校および中学校等教育職36人、行政職1人)を含む。  
 3 再任用職員は、含まれていない(第12表までについて同じ。)

部局別



給料表別



第2表 職員の給料表別・学歴別・性別人員構成

給料表	区分	学歴別人員構成比				性別人員構成比				
		中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男	平均年齢	女	平均年齢	男女平均年齢
		%	%	%	%	歳	%	歳	歳	
行政職給料表		-	15.6	10.7	73.7	64.9	42.2	35.1	38.9	41.0
警察職給料表		-	41.5	3.0	55.5	90.0	39.8	10.0	34.3	39.3
研究職給料表		-	3.7	3.7	92.6	78.8	44.1	21.2	41.7	43.6
医療職給料表(1)		-	-	-	100.0	76.9	53.8	23.1	35.2	49.5
医療職給料表(2)		-	-	11.9	88.1	48.5	42.7	51.5	40.3	41.5
医療職給料表(3)		-	-	33.9	66.1	9.7	37.6	90.3	43.5	42.9
福祉職給料表		-	3.4	13.5	83.1	59.6	37.0	40.4	37.1	37.1
高等学校等教育職給料表		-	1.2	2.9	95.9	55.4	43.1	44.6	42.6	42.9
小・中学校等教育職給料表		-	-	3.9	96.1	47.3	39.0	52.7	39.4	39.2
技能労務職給料表		43.4	40.0	13.3	3.3	80.0	48.9	20.0	52.6	49.7
計		0.2	9.7	5.5	84.6	59.0	40.8	41.0	39.8	40.4

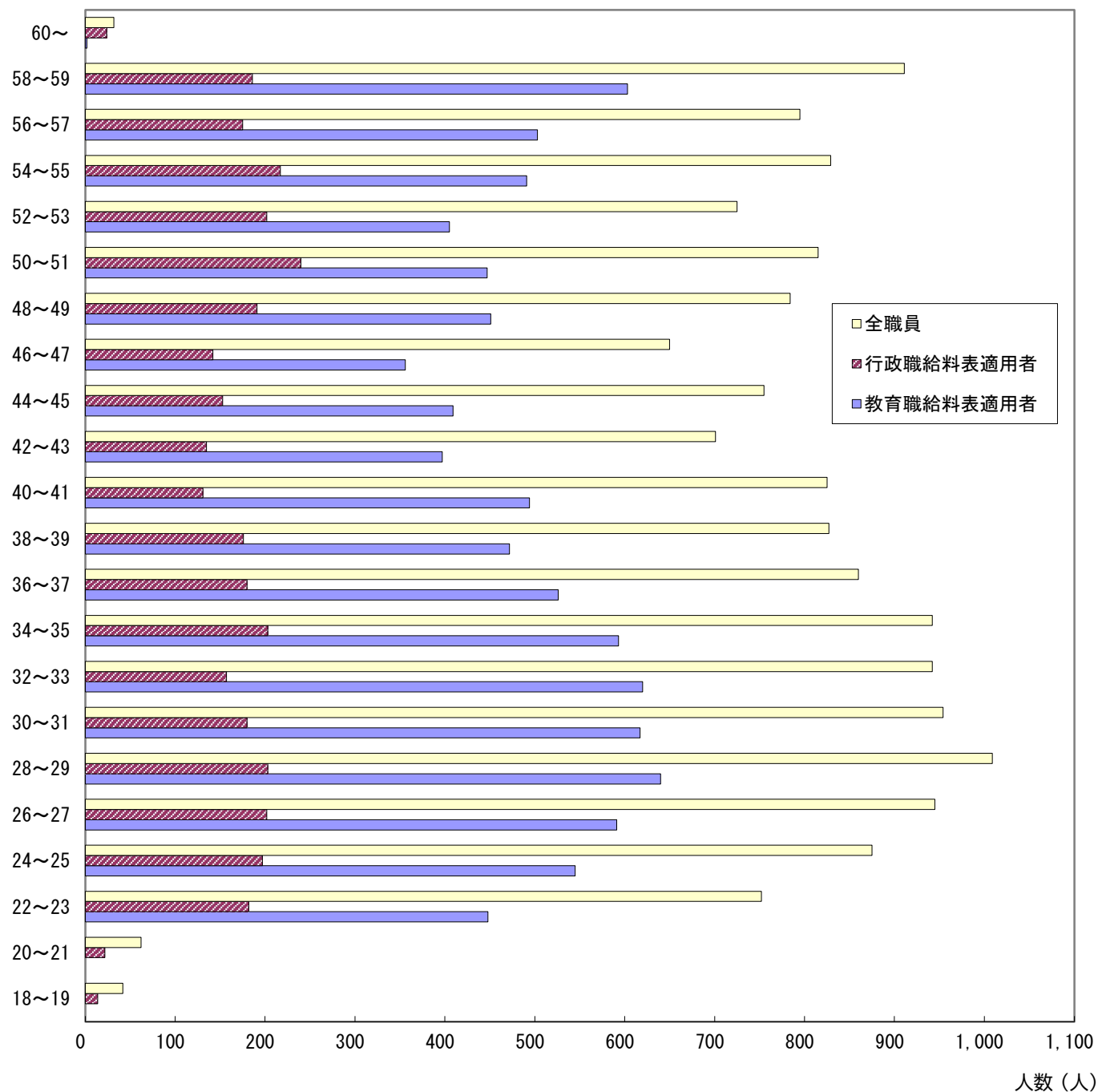
第3表 職員の年齢階層別構成

1 年齢階層別構成

年齢階層	職種	一般職員					教育職員			警察職員	全職員
		行政	研究	医療	福祉	技能労務	高等学校等	小学校・中学校等			
歳	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
～ 24	8.4	9.0	2.3	4.8	12.3	5.0	7.5	3.9	8.9	9.8	8.1
25 ～ 29	14.0	14.3	10.1	12.5	24.7	1.6	15.7	11.8	17.2	13.5	14.9
30 ～ 34	12.5	12.8	12.0	10.7	13.5	5.0	16.0	14.6	16.6	14.2	14.9
35 ～ 39	12.8	12.8	13.8	15.9	10.1	5.0	13.4	12.1	13.9	14.2	13.3
40 ～ 44	10.2	9.8	13.8	10.7	13.5	11.7	11.4	10.5	11.8	17.1	11.9
45 ～ 49	11.9	11.6	13.8	14.8	7.9	11.7	10.5	14.3	9.0	13.4	11.3
50 ～ 54	15.4	15.5	15.7	15.1	7.9	16.7	11.3	15.0	9.9	9.3	12.1
55 ～ 59	14.1	13.5	18.0	14.0	9.0	43.3	14.1	17.7	12.7	8.5	13.3
60 ～	0.7	0.7	0.5	1.5	1.1	-	0.1	0.1	-	-	0.2
人員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	4,149	3,512	217	271	89	60	9,610	2,750	6,860	2,273	16,032

## 2 年齢階層別構成 (グラフ)

年齢 (歳)



第4表 職員の平均給与月額

給料表	平均年齢	給料	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	その他	計
	歳	円	円	円	円	円	円	円
行政職	41.0	317,250	8,233	20,717	10,307	6,390	105	363,002
警察職	39.3	336,957	14,861	21,535	2,025	3,803	497	379,678
研究職	43.6	359,361	9,624	23,012	9,717	8,235	885	410,834
医療職(1)	49.5	477,069	7,369	88,149	66,493	6,923	201,677	847,680
医療職(2)	41.5	330,244	7,796	20,840	5,469	7,910	2,619	374,878
医療職(3)	42.9	334,873	4,597	21,115	4,471	4,703	242	370,001
福祉職	37.1	316,768	8,071	20,132	2,555	7,344	-	354,870
高等学校等教育職	42.9	381,409	8,830	23,845	3,199	6,720	7,419	431,422
小学校および 中学校等教育職	39.2	352,346	7,181	22,084	5,113	6,039	5,209	397,972
技能労務職	49.7	336,238	9,242	20,867	-	2,000	-	368,347
全職員	40.4	347,080	8,814	22,041	5,562	5,943	3,795	393,235

注 1 給料は、給料の調整額および教職調整額を含む。

2 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤勤務手当等、産業教育手当、定時制通信教育手当および義務教育等教員特別手当である。



第5表 職員の給料表別・級別・号給別人員分布  
行政職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1							1		1
2									
3									
4									
5									
6		1							
7									
8		88							
9	5	7							
10	1	9							
11		4							2
12	8	61	1						2
13	1	10	3						5
14	2	25	11						6
15		9	7						1
16	7	55	24						3
17	3	7	10				1		
18	1	30	26						
19		9	12						
20	9	53	26						
21	1	11	12						
22	2	30	29						
23	2	17	14					1	
24	17	39	25					2	
25	5	10	10					1	
26	4	37	25					2	
27		11	16						1
28	9	30	23				1	20	
29	84	8	17				2	4	
30	7	23	15				2	2	
31	2	6	23				17	1	
32	83	8	21				24	3	
33		3	29				2	1	
34	8	6	10				6	1	
35	3	5	20				15		
36	80	2	17				14		
37	3	1	16	1			5		
38	7	5	12				8	1	
39	6		21				3		
40	5	2	17				6		
41		2	20	1			8		
42	2	1	13				4		
43	1	1	18	9			3		
44	2	1	15	3			2		
45	1		25	11		1	1	3	
46	1		11	8			1		
47			24			1			
48		1	16	10		1			
49	1		17	9		1			
50			15	9		10			
51	2		16	12	1	13	1		
52	1		13	9		3			
53			22	19		39			
54	1		7	13	1	8			
55	1		23	12	2	9			
56			14	9	2	7			
57			11	26	3	24			
58			10	8	2	8			
59	1		14	7		15			
60			4	13		8	1		
61	1		10	24	4	13	3		
62			6	9	1	2			
63	1		6	23	4	14			
64			5	11	1	7			
65	1		6	20	2	17			
66	1		6	8	2	4			
67			4	18	4	12			
68			1	6	17	8			
69			1	15	11	4			
70			3	12	6	6			
71			4	15	2	7			
72				8	7	7			
73			2	7	13	3			
74	1			9	10	6			
75	1		1	9	20	1			
76			1	10	14	8			

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77			2	8	13				
78	1		4	5	14				
79			2	6	20	6			
80	1	1	1	3	12	1			
81	1			15	15	3			
82			2	5	9	2			
83				5	11				
84			1	5	12				
85	1		1	9	14	11			
86			1	6	10				
87	2		1	11	14				
88	3		1	9	5				
89	1		2	7	16				
90				11	11				
91	1			10	12				
92	1			1	3				
93	38			142	103				
94			1						
95									
96									
97									
98			1						
99			1						
100									
101									
102			1						
103									
104									
105			1						
106			1						
107			1						
108									
109			1						
110									
111									
112									
113			7						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	435	629	889	651	423	290	132	42	21
総計	3,512								

警察職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9	13								
10	1								
11									
12	9								
13	2								
14	3								
15	1								
16	20								
17	1								
18	2		1						
19	1								
20	14	1	2						
21	1								
22	1		2						
23									
24	8	38	3						
25	30								
26	5	6	1						
27		2							
28	51	42	5	4					
29	1	1							
30	10	8	4	3					5
31		5	1	1					4
32	3	30	8						2
33	2	3							1
34	2	10	7	3					1
35	2	3	2						
36	2	36	15	4					1
37		6							1
38	1	9	25	7					2
39		3	1						
40	1	45	25	6					
41		2	2	2					
42		15	22	6	1				
43		8		2			1	1	
44		20	26	11	1			5	
45		2	5					7	1
46		10	22	5	2				
47		6	5	3	3			2	
48		7	13	11	2			4	
49		5	3	2	1			1	
50		4	19	11					
51		2	7	2	3			1	
52		4	17	10	2		1		
53		4	2	4	5	1	6		
54		3	14	17	1		3		
55	1	3	5	4	3		9		
56		2	21	10	1			1	
57		1	3	8	3		1		
58		2	11	13	4				
59		1	3	5	3		4		
60			11	19	7				
61		2	3	8	7	3	5	2	
62			14	23	10		1		
63			4	5	11	2	3		
64			7	18	6	1	1		
65		1	3	14	2	2	3		
66		1	8	17	6		2		
67		2	5	8	7	1	5		
68		2	4	17	11	8			
69			4	9	16	4	2		
70			5	15	3	2			
71			3	15	6	2	2		
72			9	11	8	2			
73			3	17	14	3	1		
74			3	12	2	3			
75			3	15	10	5	2		
76			2	9	4	1			

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77				2	20	12				
78				3	11	11	2			
79				2	15	4	5			
80				7	11	12	1			
81				1	14	5	3			
82				7	14	6	3			
83				2	12	5	25			
84				4	10	5	4			
85				3	10	2	2			
86				1	7	5	1			
87				5	10	4	10			
88				2	11	4	2			
89				2	12	4	1			
90				1	12	3	2			
91				1	7	3	6			
92				2	7	4				
93				1	6	43	5			
94					6					
95				1	11					
96				2	4					
97		1		2	7					
98					3					
99				1	4					
100					5					
101				2	5					
102					4					
103				1	7					
104				1	6					
105				1	8					
106					2					
107					8					
108					4					
109				1	7					
110				1	3					
111					7					
112					2					
113					3					
114					4					
115					9					
116					5					
117					5					
118					3					
119				1	6					
120				2	6					
121					7					
122					6					
123					4					
124					4					
125					28					
126										
127				1						
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
計		188	358	456	768	297	112	52	24	18
総計						2,273				

研究職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5		3			
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12		1			
13					
14		1			
15					
16		5			
17		1			
18		2			
19					
20		3			
21					
22		1			
23		1	1		
24		2	1		
25			3		
26	1	1	2		
27			1		
28		2	1		
29		1	1		2
30		3	1		
31		1			1
32		5	1		
33			1		2
34			1		1
35			1		
36		1			
37		1	2		
38		3	1		
39		1			
40		1	2		
41			2		
42		3	1		
43		1			1
44		3	1		
45			2		
46		3	3		
47				7	
48		2			
49		1	1		
50		2	2	1	
51				5	
52		2	1		
53		2		2	
54		1		1	
55				6	
56		1	2		
57		2	2	2	
58		1			
59			2	3	
60			1	1	
61					
62		1	5		
63		1	1	4	
64		1	1	1	
65				3	
66			3	1	
67		2		2	
68		1	1		
69			1	2	
70			2	1	
71			3		
72			1		
73		1		1	
74			1		
75			1		
76					

給号 級	1	2	3	4	5
77			2		
78					
79			1		
80			2		
81			3		
82			2		
83		1	2		
84			1		
85					
86					
87			2		
88			3		
89			15		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121		1			
計	1	73	93	43	7
総計			217		

医療職給料表（1）

給号 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5	2			
6				
7				
8	1			
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				1
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				1
43		1		
44				
45				
46				
47				1
48				
49				
50				
51				
52				1
53				
54				2
55				
56				
57				
58				1
59				
60				1
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75			1	
76				

給号 級	1	2	3	4
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	3	1	1	8
総計			13	



医療職給料表（2）

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8			3				
9							
10							
11							
12		2	1				
13			1				
14							
15							
16		1	3				
17		2	1				
18			1				
19			1				
20		2	2				
21							
22		1	3				
23							
24		1	2				
25			1				
26		2					
27			1				1
28							2
29							
30							
31							1
32			1				
33							
34			2				
35			1				
36			5				
37			1				
38			1	1			
39			2	1			
40			1				
41							
42			1		1		
43					4	1	
44					1	2	
45					2		
46			1				
47			4	3			
48			2		1	2	
49				1	1		
50				1	1		
51				1	1		
52			1		1		
53					2		
54			1	1	2		
55				3			
56						2	
57					1		
58			1		1	2	
59					3		
60							
61							
62							
63				1	2		
64				2	1	1	
65					1	3	
66				1			
67					1		
68							
69							
70					1		
71							
72							
73					1		
74					2		
75							
76				1			

給号	級	1	2	3	4	5	6	7
77								
78								
79								
80						1		
81						1		
82						1		
83						1		
84								
85						8		
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94					1			
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計		0	11	45	18	43	13	4
総計					134			

医療職給料表（3）

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6
1						
2			1			
3						
4						
5						
6						
7						
8			1			
9			1			
10			2			
11						
12						
13		3				
14			1			
15			1			
16		5	1			
17			3			
18			3			
19			1			
20		2	2			
21						
22		1				
23						
24		3	2			
25						
26						
27						
28		1				
29						
30			3			
31		2				
32						
33				1		
34						
35				1		
36						
37				2		
38						
39			2	1		
40				1		
41				1		
42						
43			1			
44						8
45			1			
46						1
47			1			1
48				1		2
49				1		
50						1
51						1
52				1		2
53						
54						
55				1		
56						
57						
58				2		
59				1		
60			1	1	1	
61						
62						
63					2	
64				1	1	
65						
66						
67						
68				1		
69				1	2	
70				1	2	
71					1	
72				1		
73						
74					1	
75						
76				1	1	

号給	級	1	2	3	4	5	6
77					1	3	
78							
79					2		
80						1	
81						1	
82						1	
83						1	
84						1	
85					1		
86						1	
87							
88					3	1	
89						1	
90					1		
91							
92					2		
93					1	10	
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111					1		
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							

級 号給	1	2	3	4	5	6
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	17	28	33	30	16
総計	124					

福祉職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12		2				
13		1				
14						
15		1				
16		2				
17						
18		3				
19		1				
20		2				
21						
22		1				
23						
24		2				
25	6	1				
26	1	1				
27		1				
28	2	1				
29						
30						
31						1
32	2	2				
33	1					
34	2	1				
35	1	1				
36	1					1
37		1				
38		1				
39						
40		1				
41		1				
42		2				
43						
44		1	1			
45		1				
46				1		
47						
48				1		
49				1		
50		1				
51		1	1	1	1	
52		1				
53		1				
54						
55						
56		1				
57						
58		1	1	1	2	
59		1	2	1		
60		2			1	
61		2		1		
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68		1				
69						
70						
71		1		1		
72						
73						
74						
75						
76						

号給	級	1	2	3	4	5	6
77							
78							
79							
80					1		
81					2		
82							
83					1		
84							
85							
86					1		
87							
88							
89							
90							
91					1		
92					1		
93					3		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
計		16	44	5	18	4	2
総計					89		

高等学校等教育職給料表

号給 \ 級	1	2	特2	3	4
1				1	
2					
3					
4					
5		36			
6		2			
7		1			
8		19			
9					
10		4			
11		3			
12		34			
13					
14		11			
15		1			
16		23			
17		11			
18		9			
19		3			
20		33			
21		6			
22		15			
23		6			
24		43			
25		3			
26	1	21			
27		6			
28	1	44			1
29		5			3
30		15			3
31		9			13
32		48			9
33		4			2
34		21			6
35	1	9			10
36		38			6
37		4			15
38		20			
39		7			
40		53			
41		6			
42		33			
43		10			
44		32			
45		7			
46		30			
47	1	13			
48	1	23			
49		13			
50		16			
51	1	21			
52	2	21			
53		22			
54		9			
55		22			
56		10			
57	1	13			
58	1	14			
59		12			
60		21		1	
61		13			
62		19		2	
63	1	23		4	
64		29		6	
65		6		2	
66		29		6	
67		10		8	
68		22		3	
69		8		6	
70	1	18		5	
71		6		7	
72		10		3	
73	1	9		4	
74		23		3	
75		13		5	
76		17		2	



号給	級	1	2	特2	3	4
77		2	17		43	
78			16			
79			8			
80			15			
81			7			
82			19			
83			10			
84			17			
85			10	1		
86			21			
87			9			
88	1		25			
89			20	1		
90			16			
91			5			
92			20			
93			14			
94			17	1		
95			8	1		
96			12			
97			14	2		
98			23			
99			8			
100			12			
101			5			
102	2		19			
103			9	1		
104			13			
105			10			
106			12			
107			14			
108			17			
109			23			
110			14			
111			14			
112			21			
113			16			
114			16			
115			17			
116			15			
117			15			
118			16			
119			14			
120			16			
121			15			
122			15			
123			15			
124			14			
125			17			
126			21			
127			15			
128			19			
129			3			
130			21			
131			8			
132			28			
133			12			
134			19			
135			13			
136			25			
137			22			
138			18			
139			23			
140			38			
141			23			
142			39			
143			43			
144			49			
145			222			
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計		18	2,546	7	111	68
総計				2,750		

小学校および中学校等教育職給料表

号給 \ 級	1	2	特2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		198			
18		12			
19		1			
20		180			
21					2
22		17			16
23		4			110
24		192			46
25					16
26		19			17
27		5			19
28		191			15
29		17			21
30		32			13
31		6			10
32		192			7
33		6			8
34		36			13
35		10			2
36		161			3
37		8			4
38		56			
39		11			
40		186			
41		8			
42		56			
43		14			
44		142			
45		10			
46		61			
47		20			
48		137			
49		9			
50		65			
51		14			
52		118			
53		12			
54		59			
55		21			
56		82			
57		18			
58		94			
59		18			
60		60			
61		46			
62		51	1		
63		62	1		
64		47	1		
65		59	1		
66		19			
67		72			
68		34			
69		58			
70		39	1		
71		54			
72		58		1	
73		46	1	5	
74		47	1	5	
75		31	1	2	
76		55	1	5	

号給	級	1	2	特2	3	4
77			24	2	8	
78			49	3	13	
79			31	1	5	
80			69	5	24	
81			17	1	11	
82			54	4	10	
83			27	2	2	
84			54	2	16	
85			27		9	
86			49	2	17	
87			28	4	13	
88			51		18	
89			28	4	6	
90			43	2	13	
91			33	4	4	
92			57	4	11	
93			20	1	171	
94			69	2		
95			29			
96			60	2		
97			11			
98			55	2		
99			29			
100			48	2		
101			28			
102			61	1		
103			26			
104			42	1		
105			23			
106			49	1		
107			20			
108			45			
109			27			
110			39			
111			14			
112			37			
113			19			
114			43			
115			18			
116			31			
117			19			
118			30			
119			21			
120			22			
121			15			
122			29			
123			12			
124			25			
125			10			
126			23			
127			22			
128			22			
129			15			
130			19			
131			21			
132			19			
133			11			
134			19			
135			13			
136			26			
137			14			
138			27			
139			10			
140			26			
141			20			
142			22			
143			12			
144			23			
145			21			
146			20			
147			14			
148			29			
149			19			
150			23			
151			29			
152			35			
153			35			
154			49			
155			61			
156			64			
157			342			
計		0	6,108	61	369	322
総計				6,860		

技能勞務職給料表

号 給	特 ( 1 )	( 1 )	( 2 )
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22		2	
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			1
31			
32			
33		1	
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			
55			
56		1	
57			
58			
59			
60			1
61		1	
62		1	
63			
64			
65			
66		1	
67			1
68			
69			
70		1	
71			
72			
73			
74			1
75			1
76			

号 給	特 ( 1 )	( 1 )	( 2 )
77			
78			2
79			
80		1	
81		1	
82			1
83			
84			
85			
86			
87		1	
88			
89			1
90			
91			1
92			
93			1
94			1
95			
96			
97			
98			1
99			
100			1
101			
102			
103			
104			1
105			
106			1
107			
108			
109			
110			
111			1
112			1
113			
114			1
115		1	1
116			
117			1
118			3
119			1
120		1	
121			
122			1
123			
124			3
125			3
126			
127			
128			3
129			1
130			2
131			1
132			
133			
134			2
135			
136			
137			
138			
139			1
140			1
141			4
142			
143			
144			
145			
146			
147			
148			
149			
150			
151			
152			

号 給	特 ( 1 )	( 1 )	( 2 )
153			
154			
155			
156			
157			
158			
159			
160			
161			
162			
163			
164			
165			
166			
167			
168			
169			
170			
171			
172			
173			
計	0	13	47
総 計		60	

第6表 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員および平均給料額

経験年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区分	人 員	平均給料額	人 員	平均給料額
計		人 2,589	円 316,434	人 547	円 301,647
1年未満		86	194,472	6	161,385
1年以上 2年未満		75	199,658	10	166,442
2年以上 3年未満		83	206,196	10	170,722
3年以上 5年未満		189	217,981	33	183,530
5年以上 7年未満		193	233,038	29	199,497
7年以上 10年未満		241	250,773	35	217,405
10年以上 15年未満		402	285,536	56	239,752
15年以上 20年未満		272	330,071	53	285,525
20年以上 25年未満		258	370,766	61	292,185
25年以上 30年未満		302	399,010	76	353,220
30年以上 35年未満		358	421,552	87	373,308
35年以上		130	426,200	91	390,164

第7表 職員の給料表別扶養親族数

給料表	区分	扶養手当 受給者	扶養親族数			受給者1人 当たりの 扶養親族数	全職員1人 当たりの 扶養親族数	
			配偶者	子	配偶者・ 子以外			計
		人	人	人	人	人	人	
行政職		1,379	677	2,108	45	2,830	2.1	0.8
警察職		1,445	897	2,535	19	3,451	2.4	1.5
研究職		103	48	150	3	201	2.0	0.9
医療職(1)		4	1	7	-	8	2.0	0.6
医療職(2)		51	17	83	5	105	2.1	0.8
医療職(3)		28	-	50	-	50	1.8	0.4
福祉職		32	16	52	3	71	2.2	0.8
高等学校等教育職		1,137	456	1,819	53	2,328	2.0	0.8
小学校および 中学校等教育職		2,367	847	3,898	90	4,835	2.0	0.7
技能労務職		31	23	30	2	55	1.8	0.9
計		6,577	2,982	10,732	220	13,934	2.1	0.9

注 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

第8表 職員の管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
受給者	人 22	人 67	人 186	人 295	人 144	人 378	人 332	人 1,424	円 62,616

第9表 職員の地域手当の支給状況

区分	地域手当 地域区分	計	東京都特別区	医療職(1)	滋賀県
			18.5%	16.0%	6.0%
人員(人)		16,032	26	13	15,993
構成比(%)		100.0	0.1	0.1	99.8
平均手当月額(円)		22,041	65,745	88,149	21,917



第10表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	100km 未満	100km 以上 250km 未満	250km 以上 400km 未満	400km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1,100km 未満	1,100km 以上 1,300km 未満	1,300km 以上 1,500km 未満	1,500km 以上 2,000km 未満	2,000km 以上 2,500km 未満	2,500km 以上		
受給者	人 36	人 -	人 -	人 13	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 49	円 36,367

第11表 職員の住居手当等の状況

1 住居手当の支給状況

区 分		職 員 数	全 職 員 に 対する割合	平均手当月額
支 給 を 受 け て い る 者		人 3,269	% 20.4	円 29,148
対 象	職員自らが居住する借家・借間①	3,267	20.4	29,157
	配偶者等が居住する借家・借間②	2	0.1	15,000
全職員1人当たりの手当額		5,943 円		

2 住居手当受給者の家賃額階層別分布

家賃額階層	住居の種類	借 家 ・ 借 間	
		人	%
13,001 円以上 31,000 円以下		24	0.7
31,001 円以上 55,000 円以下		821	25.1
55,001 円以上		2,422	74.1
計		3,267	100.0
平均家賃額	64,376 円		

注 1の表①の職員を対象とした。

## 第12表 職員の通勤手当および通勤の状況

### 1 通勤手当の支給状況

区 分	職 員 数	全職員に 対する割合	受給者に 対する割合
	人	%	%
支給を受けている者	14,910	93.0	100.0
交通機関のみ利用者	2,683	16.7	18.0
交通用具のみ利用者	11,007	68.7	73.8
自動車利用者	10,499	65.5	70.4
自転車等利用者	508	3.2	3.4
交通機関と交通用具との併用者	1,220	7.6	8.2
自動車との併用者	974	6.1	6.5
自転車等との併用者	246	1.5	1.6
受給者1人当たりの手当額	10,784 円		
全職員1人当たりの手当額	10,029 円		

注 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

## 2 交通機関利用者の1箇月当たり所要運賃額階層別分布

所要運賃額階層	職員数	割合	累積割合
	人	%	%
10,000円以下	1,918 ( 670)	49.1	49.1
10,001円以上 12,000円以下	400 ( 130)	10.2	59.4
12,001円以上 14,000円以下	219 ( 39)	5.6	65.0
14,001円以上 16,000円以下	330 ( 92)	8.5	73.5
16,001円以上 18,000円以下	201 ( 35)	5.1	78.6
18,001円以上 20,000円以下	108 ( 31)	2.8	81.4
20,001円以上 22,000円以下	189 ( 69)	4.8	86.2
22,001円以上 24,000円以下	211 ( 79)	5.4	91.6
24,001円以上 26,000円以下	58 ( 9)	1.5	93.1
26,001円以上 28,000円以下	136 ( 38)	3.5	96.6
28,001円以上 30,000円以下	43 ( 8)	1.1	97.7
30,001円以上 32,000円以下	26 ( 4)	0.7	98.4
32,001円以上 34,000円以下	17 ( 6)	0.4	98.8
34,001円以上 36,000円以下	14 ( 2)	0.4	99.2
36,001円以上 38,000円以下	14 ( 2)	0.4	99.5
38,001円以上 40,000円以下	8 ( 3)	0.2	99.7
40,001円以上 42,000円以下	1 ( 0)	0.0	99.7
42,001円以上 44,000円以下	1 ( 0)	0.0	99.8
44,001円以上 46,000円以下	2 ( 0)	0.1	99.8
50,001円以上 52,000円以下	2 ( 1)	0.1	99.9
52,001円以上	5 ( 2)	0.1	100.0
計	3,903 (1,220)	100.0	-
平均所要額	12,083 円		

注1 職員数欄の( )内の人員は、交通用具との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

### 3 交通用具使用者の距離階層別分布

#### (1) 自動車使用者

距離階層	職員数	割合	累積割合
	人	%	%
5km未満	1,887 ( 233)	16.4	16.4
5km以上 10km未満	3,124 ( 159)	27.2	43.7
10km以上 14km未満	2,036 ( 108)	17.7	61.4
14km以上 18km未満	1,490 ( 124)	13.0	74.4
18km以上 22km未満	1,035 ( 91)	9.0	83.4
22km以上 26km未満	665 ( 64)	5.8	89.2
26km以上 30km未満	390 ( 37)	3.4	92.6
30km以上 34km未満	283 ( 19)	2.5	95.1
34km以上 38km未満	166 ( 16)	1.4	96.5
38km以上 42km未満	136 ( 29)	1.2	97.7
42km以上 46km未満	94 ( 20)	0.8	98.5
46km以上 50km未満	53 ( 19)	0.5	99.0
50km以上 54km未満	40 ( 14)	0.3	99.4
54km以上 58km未満	30 ( 13)	0.3	99.6
58km以上 62km未満	19 ( 11)	0.2	99.8
62km以上	25 ( 17)	0.2	100.0
計	11,473 ( 974)	100.0	-
平均使用距離	13.8 km		

注1 職員数欄の( )内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

#### (2) 自転車等使用者

距離階層	職員数	割合	累積割合
	人	%	%
5km未満	418 (222)	55.4	55.4
5km以上 10km未満	179 ( 18)	23.7	79.2
10km以上 15km未満	88 ( 2)	11.7	90.8
15km以上 20km未満	50 ( 3)	6.6	97.5
20km以上 25km未満	15 ( 1)	2.0	99.5
25km以上 30km未満	1 ( 0)	0.1	99.6
30km以上	3 ( 0)	0.4	100.0
計	754 (246)	100.0	-
平均使用距離	6.4 km		

注1 職員数欄の( )内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

### 第13表 再任用職員の給料表別・級別人員分布

#### 1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	143			140		2	1			
警察職給料表	11			2	2	7				
研究職給料表	9		9							
医療職給料表(2)	3				3					
医療職給料表(3)	4				4					
福祉職給料表	2			2						
高等学校等教育職給料表	237	16	219		2					
小学校および中学校等 教育職給料表	205		198		7					
技能労務職給料表	26									
給料表計	640									

注 該当人員数が0の級は、空欄とした。

#### 2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	55			55						
警察職給料表	3				2	1				
研究職給料表	3		3							
医療職給料表(3)	2				2					
福祉職給料表	2			2						
技能労務職給料表	8									
給料表計	73									

注 該当人員数が0の級は、空欄とした。



# 民間給与関係資料

# 令和5年職種別民間給与実態調査について

今回の報告および勧告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

## 1 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与について検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

## 2 調査機関

滋賀県人事委員会および人事院等

## 3 調査の範囲

### (1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 673 事業所

### (2) 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種 その他の職種 54 職種）

### (3) 調査実人員

初任給関係 324 人（行政職に相当する調査実人員 286 人）、初任給関係以外の調査職種 6,230 人（行政職に相当する調査実人員 5,423 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、44,196 人であり、このうち、行政職に相当するものは 35,161 人である。）

## 4 調査対象の抽出

### (1) 事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を人事院が統計上の理論に従い、組織、規模、産業により12層に層化し、これらの層から133事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は、第14表のとおりである。

### (2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員は全て除外した。

## 5 集計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。



第14表 産業別・企業規模別調査事業所数

産 業	企 業 規 模					
	規 模 計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 122	事業所 24	事業所 19	事業所 14	事業所 45	事業所 20
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	5	1	—	1	1	2
製 造 業	82	11	17	10	32	12
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	11	5	—	—	3	3
卸 売 業 , 小 売 業	2	1	—	—	—	1
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	4	—	1	—	3	—
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	18	6	1	3	6	2

注1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が9所あった。

2 調査対象事業所133所から事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた131所に占める調査完了事業所122所の割合（調査完了率）は、93.1%である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」および「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教および外国公務に分類されるものを除く。）である。

# 第15表 民間における企業規模別・職種別・学歴別給与額等

## その1 事務・技術関係職種

### 1 規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満および本表4規模50人以上100人未満の対応級欄参照のこと。
大学卒	10	56.9	739,207	1,845	737,362		
短大卒	3	56.9	786,717	60	786,657		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	6	56.5	711,329	2,919	708,410		
工場長	17	53.4	700,779	0	700,779	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	12	54.0	722,977	0	722,927		
短大卒	2	51.9	667,592	0	667,592		
高校卒	3	52.1	640,209	0	640,209		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	166	54.3	645,992	18,038	627,954	2課以上または構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	128	54.4	661,243	16,082	645,161		
短大卒	12	54.0	609,324	0	609,324		
高校卒	26	54.1	592,531	36,460	556,071		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	194	53.1	730,401	27,938	702,463	同上	同上
大学卒	160	53.0	744,100	25,164	718,936		
短大卒	11	54.5	708,238	40,157	668,081		
高校卒	22	52.9	655,302	42,374	612,928		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務部次長	61	53.1	656,760	11,997	644,763	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同上
大学卒	45	52.9	669,213	3,041	666,172		
短大卒	11	54.9	626,910	18,921	607,989		
高校卒	5	52.3	602,689	77,404	525,285		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	50	52.9	648,308	42,249	606,059	同上	同上
大学卒	38	51.3	648,466	31,525	616,941		
短大卒	5	56.9	649,876	0	649,876		
高校卒	7	58.3	646,249	131,885	514,364		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	319	50.6	597,444	34,392	563,052	2係以上または構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	同上
大学卒	208	49.7	620,637	33,303	587,334		
短大卒	42	52.7	586,303	31,059	555,244		
高校卒	69	51.9	538,156	39,317	498,839		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	430	48.8	616,045	51,481	564,564	同上	同上
大学卒	300	47.6	624,966	48,950	576,016		
短大卒	48	51.7	616,473	27,649	588,824		
高校卒	81	51.6	584,112	75,914	508,198		
中学卒	X	X	X	X	X		

注1 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下この表において同じ。)

注2 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下この表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満および本表4規模50人以上100人未満の対応級欄参照のこと。
大学卒	137	47.3	521,444	50,449	470,995		
短大卒	86	44.2	525,375	56,826	468,549		
高校卒	23	52.2	514,943	30,854	484,089		
中学卒	28	51.9	515,783	48,371	467,412		
—	—	—	—	—	—		
技術課長代理	95	47.8	561,102	39,739	521,363	同 上	同 上
大学卒	62	45.8	577,534	39,051	538,483		
短大卒	9	53.0	609,426	29,390	580,036		
高校卒	24	51.8	491,907	46,016	445,891		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	334	47.6	468,790	63,057	405,733	係の長および係長級専門職	同 上
大学卒	168	46.1	483,934	67,529	416,405		
短大卒	76	48.9	451,670	60,878	390,792		
高校卒	87	49.7	456,202	56,287	399,915		
中学卒	3	42.8	420,585	66,472	354,113		
技術係長	485	43.7	533,846	90,712	443,134	同 上	同 上
大学卒	317	41.6	526,510	87,029	439,481		
短大卒	50	47.9	538,569	81,383	457,186		
高校卒	116	48.2	554,090	105,482	448,608		
中学卒	2	41.1	523,117	127,421	395,696		
事務主任	275	43.2	377,439	48,517	328,922	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	同 上
大学卒	153	40.9	392,221	51,175	341,046		
短大卒	61	45.2	341,756	35,492	306,264		
高校卒	61	46.8	377,484	55,056	322,428		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	245	42.2	440,967	80,688	360,279	同 上	同 上
大学卒	170	39.0	453,563	89,816	363,747		
短大卒	22	49.1	448,199	73,154	375,045		
高校卒	53	49.1	399,243	55,490	343,753		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	1,360	38.3	336,699	37,701	298,998	同 上	同 上
大学卒	698	35.0	362,632	45,125	317,507		
短大卒	237	41.5	298,346	29,276	269,070		
高校卒	416	41.9	315,337	29,666	285,671		
中学卒	9	46.6	281,561	48,411	233,150		
技術係員	1,245	36.4	364,985	47,247	317,738	同 上	同 上
大学卒	631	34.5	376,205	50,510	325,695		
短大卒	175	36.2	351,551	46,786	304,765		
高校卒	436	38.9	357,148	43,201	313,947		
中学卒	3	48.1	328,988	62,609	266,379		

注3 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいい、「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう。（以下この表において同じ。）

2 規模 500 人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			き っ ぽ っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 9級
大学卒	8	57.6	774,270	109	774,161		
短大卒	3	56.9	786,717	60	786,657		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	5	58.0	767,776	135	767,641		
工場長	11	53.3	768,473	0	768,473	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	7	53.8	837,272	0	837,272		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	3	52.1	640,209	0	640,209		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	106	53.8	750,130	28,590	721,540	2課以上または構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	90	53.4	758,181	26,017	732,164		
短大卒	6	53.7	729,305	0	729,305		
高校卒	10	57.0	699,172	66,196	632,976		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	159	52.9	759,198	34,057	725,141	同 上	同 上
大学卒	139	52.9	765,850	29,154	736,696		
短大卒	9	54.6	746,830	48,902	697,928		
高校卒	11	52.1	693,707	78,279	615,428		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	43	53.6	674,345	11,539	662,806	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同 上
大学卒	30	53.2	687,249	232	687,017		
短大卒	10	54.7	647,077	20,730	626,347		
高校卒	3	54.5	627,153	96,923	530,230		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	42	53.1	653,467	49,297	604,170	同 上	同 上
大学卒	31	51.3	648,327	36,676	611,651		
短大卒	4	57.4	703,291	0	703,291		
高校卒	7	58.3	646,249	131,885	514,364		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	234	50.4	652,788	44,019	608,769	2係以上または構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	行政職 7級、8級
大学卒	163	49.1	666,759	41,118	625,641		
短大卒	34	52.9	638,835	39,823	599,012		
高校卒	37	53.1	609,100	58,686	550,414		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	337	48.8	639,796	62,300	577,496	同 上	同 上
大学卒	240	47.5	643,466	58,733	584,733		
短大卒	40	51.7	634,876	32,374	602,502		
高校卒	57	51.9	628,340	97,840	530,500		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 5級、6級
大学卒	83	46.4	568,255	66,254	502,001		
短大卒	57	43.7	584,896	75,437	509,459		
高校卒	9	50.4	506,013	57,254	448,759		
中学卒	17	52.4	547,902	42,773	505,129		
技術課長代理	71	47.7	569,856	44,936	524,920	同 上	同 上
大学卒	43	45.4	579,704	41,393	538,311		
短大卒	9	53.0	609,426	29,390	580,036		
高校卒	19	51.3	520,464	63,438	457,026		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	204	47.2	499,523	67,768	431,755	係の長および係長級専門職	行政職 3級、4級
大学卒	106	45.4	517,633	74,921	442,712		
短大卒	45	48.3	474,061	54,902	419,159		
高校卒	52	49.3	486,449	64,834	421,615		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係長	377	43.6	546,738	94,591	452,147	同 上	同 上
大学卒	248	41.4	537,421	90,189	447,232		
短大卒	37	48.3	549,887	81,248	468,639		
高校卒	91	48.2	572,694	112,367	460,327		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務主任	173	45.1	413,340	55,333	358,007	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2級（一部は3級、4級）
大学卒	100	42.1	426,286	57,834	368,452		
短大卒	40	47.9	369,476	41,581	327,895		
高校卒	33	50.2	431,028	65,256	365,772		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	140	41.5	483,528	99,393	384,135	同 上	同 上
大学卒	107	38.8	483,383	105,788	377,595		
短大卒	13	50.4	528,804	103,731	425,073		
高校卒	20	50.1	458,366	64,791	393,575		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	871	38.2	366,414	43,835	322,579	同 上	行政職 1級
大学卒	473	35.1	396,434	52,624	343,810		
短大卒	134	41.8	319,813	33,055	286,758		
高校卒	256	41.8	337,919	33,252	304,667		
中学卒	8	45.5	293,098	54,458	238,640		
技術係員	909	36.4	372,909	48,556	324,353	同 上	同 上
大学卒	437	34.8	385,271	50,999	334,272		
短大卒	127	36.1	360,554	48,287	312,267		
高校卒	342	38.2	364,626	45,774	318,852		
中学卒	3	48.1	328,988	62,609	266,379		

3 規模 100 人以上 500 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	2	54.0	594,670	9,000	585,670	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 7級、8級
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	6	53.7	584,231	0	584,231	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	5	54.3	578,079	0	578,079		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	47	55.8	512,308	69	512,239	2課以上または構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	35	56.5	504,298	92	504,206		
短大卒	5	55.7	512,014	0	512,014		
高校卒	7	52.7	554,602	0	554,602		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	18	53.5	655,168	4,683	650,485	同 上	同 上
大学卒	14	54.6	650,561	3,165	647,396		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	3	50.5	702,531	9,409	693,122		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	15	53.2	648,110	7,157	640,953	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同 上
大学卒	13	53.8	659,979	0	659,979		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	49.5	572,096	52,996	519,100		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	7	52.9	644,693	0	644,693	同 上	同 上
大学卒	6	52.3	678,921	0	678,921		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	60	51.4	473,031	8,337	464,694	2係以上または構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	行政職 5級、6級
大学卒	33	52.0	490,517	7,449	483,068		
短大卒	5	52.4	408,452	687	407,765		
高校卒	22	50.2	461,960	11,788	450,172		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	75	49.3	543,259	9,684	533,575	同 上	同 上
大学卒	52	48.0	564,919	9,604	555,315		
短大卒	5	53.6	557,649	1,256	556,393		
高校卒	17	52.4	469,754	12,360	457,394		
中学卒	X	X	X	X	X		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 4級
大学卒	45	49.0	482,366	34,964	447,402		
短大卒	22	45.5	454,473	32,519	421,954		
高校卒	12	53.7	540,321	19,954	520,367		
中学卒	11	51.3	478,105	54,939	423,166		
	—	—	—	—	—		
技術課長代理	21	47.5	558,107	29,950	528,157	同 上	同 上
大学卒	18	46.4	581,470	35,875	545,595		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	3	53.1	440,007	0	440,007		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	99	48.2	438,687	59,820	378,867	係の長および係長級専門職	行政職 3級
大学卒	52	46.8	444,471	58,029	386,442		
短大卒	23	49.9	449,080	79,606	369,474		
高校卒	23	50.1	414,490	41,279	373,211		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係長	91	44.7	483,448	75,425	408,023	同 上	同 上
大学卒	61	43.2	480,888	73,305	407,583		
短大卒	10	47.2	507,663	83,539	424,124		
高校卒	20	48.3	478,929	78,183	400,746		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	87	40.5	335,594	39,981	295,613	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は3級)
大学卒	49	39.0	349,306	42,975	306,331		
短大卒	16	41.7	307,881	25,562	282,319		
高校卒	22	43.1	325,587	44,040	281,547		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	97	42.8	397,268	62,973	334,295	同 上	同 上
大学卒	62	39.3	412,089	67,633	344,456		
短大卒	7	48.9	362,345	46,949	315,396		
高校卒	28	48.8	373,984	57,057	316,927		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	339	38.1	285,413	25,756	259,657		行政職 1級
大学卒	164	34.3	290,632	27,202	263,430		
短大卒	69	39.8	272,136	23,967	248,169		
高校卒	105	43.1	286,650	24,776	261,874		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係員	246	35.4	335,920	46,991	288,929		同 上
大学卒	154	32.5	351,532	53,447	298,085		
短大卒	37	36.8	303,803	42,265	261,538		
高校卒	55	42.4	313,426	31,876	281,550		
中学卒	—	—	—	—	—		

4 規模 50 人以上 100 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	—	—	—	—	—	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 ( 社 ) の 長 ( 取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。 )	行 政 職 6 級、7 級
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	—	—	—	—	—	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 ( 取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。 )	同 上
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	13	50.1	510,324	27,255	483,069	2 課 以 上 ま た は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 お よ び 部 長 級 専 門 職 ( 取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。 )	同 上
大学卒	3	46.5	520,105	0	520,105		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	9	52.1	503,833	39,368	464,465		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	17	54.1	551,406	0	551,406	同 上	同 上
大学卒	7	50.4	537,921	0	537,921		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	8	55.5	569,869	0	569,869		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務部次長	3	45.8	430,204	52,804	377,400	前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 お よ び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 ( 部 長 - 課 長 間 )	同 上
大学卒	2	40.0	437,306	79,206	358,100		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	X	X	X	X	X	同 上	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	25	50.5	416,810	17,618	399,192	2 係 以 上 ま た は 構 成 員 10 人 以 上 の 課 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 課 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 課 の 長 お よ び 課 長 級 専 門 職	行 政 職 5 級
大学卒	12	49.4	417,087	13,559	403,528		
短大卒	3	50.8	389,467	0	389,467		
高校卒	10	51.6	424,680	27,773	396,907		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	18	46.8	421,478	11,819	409,659	同 上	同 上
大学卒	8	47.4	416,393	7,076	409,317		
短大卒	3	48.5	407,602	0	407,602		
高校卒	7	45.4	433,237	22,306	410,931		
中学卒	—	—	—	—	—		



職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する給与		(A) - (B)		
			(A)	うち時間外手当 (B)			
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 4級
大学卒	9	43.6	359,164	11,504	347,660		
短大卒	7	42.4	360,982	14,791	346,191		
高校卒	2	48.0	352,800	0	352,800		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	3	53.5	368,263	0	368,263	同 上	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	53.0	362,102	0	362,102		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	31	48.8	358,883	40,088	318,795	係の長および係長級専門職	行政職 3級
大学卒	10	47.9	353,126	45,041	308,085		
短大卒	8	48.3	311,359	26,361	284,998		
高校卒	12	50.8	398,029	48,219	349,810		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係長	17	41.4	367,295	41,467	325,828	同 上	同 上
大学卒	8	37.9	360,011	43,976	316,035		
短大卒	3	41.2	426,215	74,932	351,283		
高校卒	5	46.3	345,056	25,669	319,387		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務主任	15	43.5	304,046	39,463	264,583	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は3級)
大学卒	4	46.0	308,176	31,441	276,735		
短大卒	5	38.1	261,607	29,457	232,150		
高校卒	6	46.3	336,658	53,150	283,508		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	8	44.9	311,736	0	311,736	同 上	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	2	42.0	340,951	0	340,951		
高校卒	5	46.9	304,267	0	304,267		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	150	39.4	259,777	26,210	233,567	同 上	行政職 1級
大学卒	61	36.6	279,647	34,392	245,255		
短大卒	34	45.3	256,461	23,934	232,527		
高校卒	55	38.8	239,789	18,541	221,248		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係員	90	41.2	281,174	16,439	264,735	同 上	同 上
大学卒	40	37.2	288,412	23,229	265,183		
短大卒	11	37.8	257,912	15,652	242,260		
高校卒	39	46.3	280,443	9,689	270,754		
中学卒	—	—	—	—	—		

その2 研究関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
研 究 所 長	2	58.0	957,100	0	957,100	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
研究部（課）長	59	50.1	687,567	127,360	560,207	2室（係）以上または構成員7人以上の部（課）の長
研究室（係）長	61	43.5	559,636	93,941	465,695	構成員3人以上の室（係）の長
主任 研 究 員	20	43.5	544,493	49,364	495,129	下記研究員より上位の者 （研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長および研究室（係）長を除く。）
研 究 員	137	35.7	382,779	48,344	334,435	
研究 補 助 員	27	34.8	252,700	16,990	235,710	

その3 医療関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
病 院 長	X	X	X	X	X	部下に医師または歯科医師5人以上
副 院 長	2	61	1,402,187	168,847	1,233,340	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
医 科 長	15	52.2	1,617,803	500,317	1,117,486	部下に医師または歯科医師1人以上
医 師	18	32.2	989,723	275,902	713,821	
歯 科 医 師	2	28.5	763,973	130,983	632,990	
薬 局 長	3	52.5	638,201	81,990	556,211	部下に薬剤師2人以上
薬 剤 師	12	40.6	424,770	56,933	367,837	
診療放射線技師	24	39.4	459,727	92,197	367,530	
臨床検査技師	27	39.1	407,680	78,098	329,582	
栄 養 士	15	41	364,168	34,145	330,023	
理学療法士	38	35	338,937	20,370	318,567	
作業療法士	24	31.5	297,664	15,349	282,315	
総看護師長	2	57.5	535,408	5,000	530,408	部下に看護師長5人以上
看護師長	39	49.9	505,336	66,162	439,174	部下に看護師または准看護師5人以上
看護師	94	34.2	403,049	75,316	327,733	
准看護師	9	44.5	365,396	99,630	265,766	

その4 教育関係職種（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
大学学部長	3	56.2	1,005,605	66,538	939,067	
大学教授	71	52.8	901,273	42,311	858,962	
大学准教授	49	44.4	776,354	34,340	742,014	
大学講師	17	47.2	749,792	74,508	675,284	
大学助教	3	53.5	764,363	0	764,363	
高等学校教頭	2	59.0	623,400	35,550	587,850	
高等学校教諭	27	44.3	514,906	38,854	476,052	

その5 技能・労務関係職種（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
自家用乗用自動車運転手	X	X	X	X	X	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
用務員	3	46.4	228,280	19,549	208,731	

その6 再雇用者（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
支店長・工場長	3	63.6	627,298	0	627,298	
事務・技術部長	4	62.4	563,160	0	563,160	
事務・技術課長	6	61.3	512,343	0	512,343	
事務・技術課長代理	X	X	X	X	X	
事務・技術係長	2	60.9	540,012	2,729	537,283	
事務・技術主任	2	62.0	259,344	32,922	226,422	
事務・技術係員	158	63.0	262,546	13,880	248,666	

第16表 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給

(令和5年4月)

職 種	学 歴	規 模 計	規模 500 人以上	規模 100 人以上 500 人未満	規模 50 人以上 100 人未満	
		円	円	円	円	
新卒事務員・技術者計	大学卒	212,845	217,815	209,911	※ 199,233	
	短大卒	193,566	193,535	※ 203,000	X	
	高校卒	177,013	178,685	※ 174,640	X	
	新卒事務員	大学卒	211,026	216,819	206,877	※ 199,233
		短大卒	195,210	※ 191,471	※ 203,000	-
		高校卒	174,588	※ 175,369	※ 174,640	X
	新卒技術者	大学卒	216,592	※ 220,334	※ 213,986	-
		短大卒	※ 191,579	※ 195,528	-	X
		高校卒	※ 183,569	※ 183,569	-	-
準新卒医師	大学卒	X	X	-	-	
準新卒薬剤師	大学卒	X	X	-	-	
準新卒診療放射線技師	大学卒	X	X	-	-	
新卒栄養士	大学卒	X	X	-	-	
準新卒看護師	養成所卒	※ 225,432	※ 226,998	X	-	
新卒高等学校教諭	大学卒	X	-	X	-	

注1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「準新卒」とは、令和4年度中に資格免許を取得し、令和5年4月までの間に採用された者をいう。

なお、医師については、令和2年3月大学卒業後、令和2年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和5年4月までの間に採用された者に限っている。

3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

4 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

第17表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家族手当制度がある		80.6%
配偶者に家族手当を支給する		64.4%
家族手当制度がない		19.4%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	13,097円
	配偶者と子1人	19,680円
	配偶者と子2人	26,048円

注1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。

2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は79.9%である。

3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第18表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を支給する		在宅勤務を 実施していない
	在宅勤務関連手当を支給する	在宅勤務関連手当を支給しない	
50.3%	(35.8)%	(64.2)%	49.7%

注1 ( )内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

2 在宅勤務関連手当の支給目的を「光熱費の負担増への配慮のみ」としている事業所のうち、在宅勤務関連手当を月額で支給している事業所は1事業所(月額4,000円超5,000円未満)であった。

第19表 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		円	円
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	389,327	309,809
	上半期 (A2)	402,229	313,796
特別給の支給額	下半期 (B1)	911,287	684,646
	上半期 (B2)	859,684	609,291
特別給の支給割合		月分	月分
	下半期 (B1/A1)	2.34	2.21
	上半期 (B2/A2)	2.14	1.94
	年間計	4.48	4.15
年間の平均		4.48	

注1 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

第20表 民間における初任給の改定状況

項 目 学歴 企業規模		新規学卒者の採用あり %	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし %
			増 額 %	据置き %	減 額 %	
大学卒	規模計	31.1	(66.3)	(33.7)	-	68.9
	500人以上	34.7	(76.2)	(23.8)	-	65.3
	100人以上500人未満	32.7	(55.8)	(44.2)	-	67.3
	50人以上100人未満	15.0	(66.7)	(33.3)	-	85.0
高校卒	規模計	11.2	(77.4)	(22.6)	-	88.8
	500人以上	15.1	(74.5)	(25.5)	-	84.9
	100人以上500人未満	9.3	(78.2)	(21.8)	-	90.7
	50人以上100人未満	5.0	(100.0)	-	-	95.0

注1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第21表 民間における給与改定の状況

項 目 役職段階	ベースアップ実施 %	ベースアップ中止 %	ベースダウン %	ベース改定の慣行なし %
係 員	60.5	4.3	0.5	34.7
課 長 級	47.6	9.9	0.5	42.0

注 ベース改定の慣行の有無が不明およびベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第 22 表 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	95.2 %	94.3 %	37.8 %	5.1 %	51.4 %	0.9 %	4.8 %
課 長 級	87.0	86.1	28.7	5.3	52.1	0.9	13.0

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第 23 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目 企業規模	係 員		課 長 級		部 長 級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	55.2 %	44.8 %	48.1 %	51.9 %	46.8 %	53.2 %
500 人以上	57.0	43.0	48.7	51.3	46.5	53.5
100 人以上 500 人未満	56.0	44.0	47.9	52.1	48.1	51.9
50 人以上 100 人未満	47.6	52.4	46.8	53.2	44.1	55.9

第 24 表 民間における定年制の状況

項目 定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60 歳	61 歳以上	
100.0 %	71.0 %	29.0 %	- %

注 定年制の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 25 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分 項目	給与減額あり	給与減額なし	
		60 歳で減額	60 歳以上
課 長 級	72.4 %	65.5 %	27.6 %
非 管 理 職	72.3	65.3	27.7

注 1 「定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第 26 表において同じ。）。

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 26 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
68.5 %	71.2 %

注 標準的な常勤従業員が 60 歳になる前に受けていた年間給与水準を 100 とした場合に 60 歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

# 生計費關係資料

# 令和5年4月の標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、大津市における最も標準的な生活の水準を求めるため、家計調査（総務省）等に基づき、次の方法により算定した。

## 1 標準生計費の費目の内訳

標準生計費は、次の各費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれの家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……食料

住居関係費……住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……被服および履物

雑費Ⅰ……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

## 2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」および「全国単身世帯収支実態調査」（総務省）を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して、令和5年4月の費目別標準生計費を算定した。

なお、2人から5人世帯については、「家計調査」（大津市・勤労者世帯）における令和5年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

### （参考） 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和4年1月～12月の家計調査の全国の調査世帯のうち、有業人員が1人で夫婦のみまたは夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

（注）家計調査の大津市における集計世帯数は96世帯



第27表 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和5年4月)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	35,930	36,230	57,050	77,870	98,680
住居関係費	43,700	46,480	42,240	37,990	33,750
被服・履物費	6,910	4,710	7,610	10,520	13,430
雑費Ⅰ	22,080	22,980	44,000	65,010	86,030
雑費Ⅱ	15,210	17,770	24,700	31,650	38,590
計	123,830	128,170	175,600	223,040	270,480



# 労働経済関係資料

## 第28表 労働経済指標

### その1 民間給与および労働時間

項目 年月	全 国					
	① きまって支給する 給与(調査産業計)		② 所 定 内 給 与 (調査産業計)		③ 総実労働時間数 (調査産業計)	④ 所定外労働時間数 (調査産業計)
	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)
令和3年度	※ 296.7	※ 1.2	※ 273.2	※ 0.8	142.5	11.7
令和4年度	※ 303.5	※ 2.4	※ 278.7	※ 2.0	143.5	12.2
令和4年1月	298.9	2.0	274.7	1.8	136.9	11.8
2月	299.5	2.3	275.2	1.9	136.6	11.9
3月	304.0	2.2	278.9	1.9	144.5	12.6
<b>4月</b>	<b>307.9</b>	<b>2.5</b>	<b>281.9</b>	<b>2.2</b>	<b>149.0</b>	<b>12.9</b>
5月	301.2	2.2	277.2	1.9	137.6	11.7
6月	304.0	2.3	280.0	2.1	149.6	12.1
7月	303.7	2.0	279.1	1.9	147.0	12.1
8月	301.9	2.3	277.7	2.2	139.1	11.3
9月	304.0	2.6	279.7	2.2	144.0	12.2
10月	305.3	2.3	279.9	1.8	144.5	12.6
11月	305.7	2.6	280.0	2.2	146.0	12.6
12月	305.9	2.5	280.1	2.3	144.2	12.6
令和5年1月	303.9	1.7	279.5	1.7	135.7	11.8
2月	303.5	1.4	279.1	1.5	139.7	12.0
3月	306.8	1.0	281.6	1.0	145.8	12.5
<b>4月</b>	<b>310.9</b>	<b>1.0</b>	<b>285.1</b>	<b>1.2</b>	<b>148.3</b>	<b>12.6</b>

注1 厚生労働省「毎月勤労統計調査」の事業所規模30人以上の数値であり、パートタイム労働者等が含まれている。

2 ①、②、⑤、⑥については、令和2年平均=100とした指数を基礎としている。

3 ※は、暦年によるものである。

滋 賀 県					
⑤ きまって支給する 給与(調査産業計)		⑥ 所 定 内 給 与 (調査産業計)		⑦ 総実労働時間数 (調査産業計)	⑧ 所定外労働時間数 (調査産業計)
(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)
※ 273.5	※ △1.8	※ 248.4	※ △2.5	136.0	11.2
※ 281.4	※ 2.9	※ 256.0	※ 3.1	137.4	11.6
279.9	3.5	253.9	2.8	130.4	11.3
280.7	4.0	254.2	3.3	133.2	11.8
281.3	3.4	256.5	3.6	135.5	11.3
<b>285.9</b>	<b>2.2</b>	<b>260.0</b>	<b>2.4</b>	<b>144.3</b>	<b>11.7</b>
279.6	2.9	256.0	3.5	130.9	10.8
282.1	3.5	258.0	4.0	143.7	11.8
281.5	2.2	256.7	2.9	142.4	11.8
277.8	1.9	252.7	2.2	130.9	11.2
278.6	2.6	252.5	2.5	136.6	11.8
282.5	3.5	256.9	3.7	138.1	11.9
283.7	2.7	257.8	3.3	141.7	12.1
282.9	2.1	256.9	2.9	139.7	12.3
276.2	△1.3	253.2	△0.3	126.8	10.4
279.8	△0.3	256.3	0.8	136.7	11.5
279.3	△0.7	255.6	△0.3	137.1	11.3
<b>281.5</b>	<b>△1.6</b>	<b>257.2</b>	<b>△1.1</b>	<b>143.1</b>	<b>11.6</b>

その2 雇用・生計費等

項目 年月	①常用雇用指数(調査産業計)				②有効求人倍率 (季節調整値)		③
	全 国		滋賀県		全 国	滋賀県	完全失業率 (季節調整値)
	指 数	前年度比・ 前年同月比 (%)	指 数	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(倍)	(%)
令和3年度	※ 99.8	※ △0.2	※ 98.1	※ △1.9	1.16	0.97	2.8
令和4年度	※ 99.0	※ △0.8	※ 98.5	※ 0.4	1.31	1.13	2.6
令和4年1月	98.5	△1.2	99.8	1.6	1.20	0.99	2.7
2月	98.3	△1.2	99.6	1.4	1.21	1.02	2.7
3月	97.6	△1.3	99.1	1.1	1.23	1.04	2.6
<b>4月</b>	<b>99.2</b>	<b>△1.1</b>	<b>99.2</b>	<b>2.5</b>	<b>1.24</b>	<b>1.06</b>	<b>2.6</b>
5月	99.3	△0.9	99.5	1.3	1.25	1.06	2.6
6月	99.5	△0.6	97.0	△1.8	1.27	1.08	2.6
7月	99.5	△0.6	99.3	0.4	1.28	1.09	2.6
8月	99.3	△0.5	97.9	△0.9	1.31	1.12	2.5
9月	99.2	△0.4	94.2	△4.1	1.32	1.14	2.6
10月	99.2	△0.5	99.0	1.1	1.34	1.17	2.6
11月	99.3	△0.3	99.0	1.3	1.35	1.20	2.5
12月	99.3	△0.3	98.4	1.0	1.36	1.21	2.5
令和5年1月	99.1	0.6	101.1	1.3	1.35	1.20	2.4
2月	98.9	0.6	100.7	1.1	1.34	1.17	2.6
3月	98.2	0.6	100.3	1.2	1.32	1.11	2.8
<b>4月</b>	<b>99.9</b>	<b>0.7</b>	<b>101.7</b>	<b>2.5</b>	<b>1.32</b>	<b>1.13</b>	<b>2.6</b>

注1 ①、②厚生労働省、③～⑤総務省、⑥日本銀行による。

2 ①、⑤、⑥は令和2年基準である。

3 ※は、暦年によるものである。

4 ②の滋賀県の令和3年度、令和4年度の欄は原数値である。

④消費支出 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)				⑤消費者物価指数 (総 合)				⑥国内企業物価指数	
全 国		大津市		全 国		大津市			
(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	指 数	前年度比・ 前年同月比 (%)	指 数	前年度比・ 前年同月比 (%)	指 数	前年度比・ 前年同月比 (%)
311.2	2.2	※ 314.2	※ 2.0	100.0	0.1	99.6	△0.1	107.0	7.1
322.8	3.7	※ 337.8	※ 7.5	103.2	3.2	102.2	2.6	117.1	9.4
314.4	5.6	463.1	63.3	100.3	0.5	100.0	0.5	109.4	9.1
285.3	1.6	303.0	28.1	100.7	0.9	100.2	0.8	110.3	9.4
343.7	△0.1	327.5	△7.9	101.1	1.2	100.2	0.8	111.4	9.4
<b>344.1</b>	<b>1.6</b>	<b>322.4</b>	<b>6.8</b>	<b>101.5</b>	<b>2.5</b>	<b>100.9</b>	<b>2.2</b>	<b>113.2</b>	<b>9.9</b>
315.0	△0.9	329.1	12.3	101.8	2.5	101.1	1.9	113.3	9.4
300.5	6.9	286.7	5.4	101.8	2.4	101.1	1.6	114.3	9.6
317.6	4.9	280.6	5.5	102.3	2.6	101.4	2.1	115.2	9.3
322.4	9.6	325.7	11.0	102.7	3.0	101.9	2.4	115.7	9.6
314.0	6.2	373.6	32.9	103.1	3.0	102.1	2.4	116.9	10.3
328.7	5.1	348.0	△18.4	103.7	3.7	102.8	3.2	118.1	9.7
308.1	1.3	290.4	△23.7	103.9	3.8	102.8	3.2	119.1	9.9
353.8	2.8	403.5	6.0	104.1	4.0	103.0	3.4	119.9	10.6
331.1	5.3	357.5	△22.8	104.7	4.3	103.6	3.6	119.9	9.6
298.7	4.7	301.5	△0.5	104.0	3.3	102.6	2.4	119.5	8.3
340.0	△1.1	335.9	2.6	104.4	3.2	103.1	2.9	119.6	7.4
<b>334.2</b>	<b>△2.9</b>	<b>344.0</b>	<b>6.7</b>	<b>105.1</b>	<b>3.5</b>	<b>103.8</b>	<b>2.8</b>	<b>120.1</b>	<b>6.1</b>